

## 預金等共通規定

(令和4年9月12日現在)

### 1. (規定の適用範囲)

本規定は、総合口座取引、普通預金、貯蓄預金、納税準備預金、通知預金、WEB口座規定、定期預金、積立定期預金、財形預金、外貨普通預金、外貨定期預金（以下「預金」といいます。）および定期積金（以下「積金」といいます。）に共通して適用されるものとし、本規定における預金には、特段の記載が無い限り、積金を含むものとします。

なお、本規定と各種預金規定、各種規定等で異なる定めがあるときは、当該取引にかかる各種預金規定、各種規定等が本規定に優先して適用されるものとします。

### 2. (届出事項の変更、通帳・証書の再発行等)

(1) 通帳（証書）や印章を失ったとき、または印章、氏名、住所、職業・事業内容、預金取引の目的、法人の場合の実質的支配者、その他の届出事項に変更があったときは、ただちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に、届出を行わなかったことにより生じた損害については、当行は責任を負いません。

(2) 通帳（証書）または印章を失った場合の預金の払戻し、解約、元利金（給付契約金等）の支払い、または通帳（証書）の再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

(3) 通帳（証書）を再発行する場合には、当行所定の手数料をいただきます。

(4) 届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

### 3. (成年後見人等の届出)

(1) 家庭裁判所の審判等により、補助・保佐・後見が開始された場合には、ただちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。

(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、ただちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。

(3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前二項と同様にお届けください。

(4) 前三項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。

(5) 前四項の届出の前に、届出を行わなかったことにより生じた損害については、当行は責任を負いません。

### 4. (印鑑照合等)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めた場合、および払戻請求者が預金払戻しの権限を有しないと判断される特段の事情がないと過失なく判断して行った場合における払戻しは有効な取引とします。

### 5. (譲渡、質入れ等の禁止)

(1) 預金（積金）、預金契約（給付補てん契約）上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および通帳（証書）は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。

(2) 当行がやむを得ないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

### 6. (取引の制限等)

(1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定

した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等について、各種預金規定ならびに取引規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

- (2) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当行の求めに応じ適法な在留資格・在留期間その他の必要な事項を当行所定の方法により届け出るものとします。当該預金者が当行に届け出た在留期間が超過した場合、取引の全部又は一部を制限する場合があります。
- (3) 前二項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等について、各種預金規定ならびに取引規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (4) 1年以上利用のない預金口座は、取引の全部又は一部を制限する場合があります。
- (5) 前各項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。

#### 7. (反社会的勢力との取引拒絶)

- (1) 預金口座は、本条第2項各号および第3項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、本条第2項各号および第3項各号の一にでも該当するおそれのある場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。
- (2) 預金者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
  - ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
  - ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- (3) 預金者は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約するものとします。
  - ① 暴力的な要求行為
  - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
  - ⑤ その他①～④に準ずる行為
- (4) 預金者が第2項のいずれかに該当し、もしくは第3項各号のいずれかに該当する行為をし、または第2項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

#### 8. (預金取引の停止・解約)

- (1) 預金口座を解約する場合には、この通帳（または証書）を持参のうえ、当行所定の払戻

請求書に届出の印章により記名押印して、この通帳（または証書）とともに当店に提出してください。この場合、この取引は終了するものとし、貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。なお、定期預金の残高があるときは、別途に定期預金の証書（通帳）を発行します。

また、当行が認めた場合は、当店以外の当行本支店でも解約できます。

- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することにより預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
  - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
  - ② この預金の預金者が預金等共通規定第5条第1項に違反した場合
  - ③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
  - ④ 預金通帳・キャッシュカードの譲渡・売買、名義貸しによる預金の開設、氏名等の虚偽申告による預金の開設等の犯罪が判明する等、この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
  - ⑤ 法令で定める預金名義人の取引時確認事項等（氏名、住所、生年月日、取引を行う目的、職業・事業内容、法人の実質的支配者等）および代理人の本人特定事項等（氏名、住所、生年月日）について偽りがある場合、または、偽りの疑いがある場合
- (3) この預金が、当行が別途表示する一定の期間預金者による利用がない場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。
- (4) 前二項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳（または証書）および届出の印章を持参のうえ、当店に届出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

#### 9. (本人確認書類の追加提示)

預金（積金）の払戻し（解約ならびに当座貸越を利用した払戻しを含みます。以下同じです。）の手續に際し、当該預金（積金）の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するため、本人確認書類の提示等の手續きを求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

#### 10. (盗難通帳等による払戻し等)

- (1) 盗取された通帳、証書（以下「通帳等」といいます。）を用いて不正な預金（積金）払戻し（以下「当該払戻し」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当行に対して当該払戻しの額に相当する金額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。
  - ① 通帳等の盗難に気づいてから速やかに、当行への通知が行われていること
  - ② 当行の調査に対し、預金者本人より十分な説明が行われていること
  - ③ 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむをえない事情があることを預金者が証明した場合は、その事情が継続している期間に30日を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する

金額（以下「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意かつ無過失であることおよび預金者に過失（重大な過失を除く。）があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

- (3) 前二項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、この通帳等が盗取された日（通帳等が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳等を用いて行われた不正な預金（積金）払戻しが最初に行われた日）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てんしません。
  - ① 当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
    - A 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと
    - B 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
    - C 預金者が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
  - ② 通帳等の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと
- (5) 当行が当該預金（積金）について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項に基づく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
- (6) 当行が第2項の規定に基づき補てんを行ったときに、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金（積金）にかかる払戻請求権は消滅します。
- (7) 当行が第2項の規定に基づき補てんを行ったときは、当行は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権、または不当利得返還請求権を取得するものとします。

#### 【重大な過失または過失となりうる場合】

##### 1. 預金者の重大な過失となりうる場合

預金者の重大な過失となりうる場合とは、「故意」と同視しうる程度に注意義務に著しく違反する場合であり、その典型的な事例は以下のとおりです。

- (1) 預金者が他人に通帳等を渡した場合
- (2) 預金者が他人に記入・押印済みの払戻請求書、諸届を渡した場合
- (3) その他預金者に(1)および(2)の場合と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合

\*上記(1)および(2)については、病気の方が介護ヘルパー（介護ヘルパーは業務としてこれらを預かることができなため、あくまで介護ヘルパーが個人的な立場で行った場合）などに対してこれらを渡した場合など、やむをえない事情がある場合はこの限りではありません。

##### 2. 預金者の過失となりうる場合

預金者の過失となりうる場合の事例は、以下のとおりです。

- (1) 通帳等を他人の目につきやすい場所に放置するなど、第三者に容易に奪われる状態に置いた場合

- (2) 届出印の印影が押印された払戻請求書、諸届を通帳等とともに保管していた場合
- (3) 印章を通帳等とともに保管していた場合
- (4) その他本人に(1)から(3)の場合と同程度の注意義務違反があると認められる場合

**11. (規定の変更等)**

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上